

京都大学法政策共同研究センター主催

**Laurent Pfister 教授**

(パリ・パンテオン＝アサス大学・法史学)

## 連続講演会

会場：時計台記念ホール 2階第IV会議室

### 第1回 「私人は物的権利を自由に創出することができるか？」

—現在まで続く論争の歴史をふりかえる—

日時：3月22日(土) 14時00分～17時

フランスでは、物権法定主義の採否について古くから争われており、近時、破産院が無名の物的権利の創出を是認したことから、議論が再燃している。本講演では、この議論の沿革を辿ることで、その歴史的意義や対立点を明らかにする。

### 第2回 「20世紀への転換期における、芸術作品をめぐる特別法の形成」

日時：3月26日(水) 14時00分～17時

芸術作品は、民法、知的所有権法、文化財法等様々な法規範によって規律されている。本講演では、様々な利害関係人の利益を保護しつつ、民法を進展させあるいは民法の規律の例外をなした、芸術作品に関する法の形成過程を辿り、芸術作品の法的地位を検討する。

\* 各講演とも、ハイブリッド形式で実施します。

\*\* オンラインによる参加のお申込み、その他お問合せは、下記までお願いいたします。

法政策共同研究センター事務室

030houseisaku@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp